

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第六十九号

平成二十八年

十二月二十六日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県支部連合会	望月忠彦	望月忠彦		平成二十八年十一月十一日	平成二十八年十一月十一日
旧	自由民主党山梨県支部連合会	秋山武	秋山武		平成二十八年十一月十一日	平成二十八年十一月十一日
新	日本商工連盟甲府地区	小林明	小林明		平成二十八年十一月二十四日	平成二十八年十一月二十八日
旧	日本商工連盟甲府地区	渡辺恭史	渡辺恭史		平成二十八年十一月二十四日	平成二十八年十一月二十八日
新	長谷部集を支援する集思会	天野正秀	長谷部条		平成二十八年十二月一日	平成二十八年十二月六日
旧	長谷部集を支援する集思会	渡邊利昭	坂本茂		平成二十八年十二月一日	平成二十八年十二月六日
新	長谷部集を支援する集思会	仲亀佳定	望月藤一	南巨摩郡南部町福士二〇三六二		

旧	自由民主党富沢支部	鍋田 幹雄	内田 大明	南巨摩郡南部町万沢五五三五	平成二十八年 十二月一日	平成二十八年 十二月十二日
---	-----------	-------	-------	---------------	-----------------	------------------

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
井上秀樹を励ます会	西間庭 準	永田 敬一	南都留郡西桂町小沼八二八一	平成二十八年 十一月二十一日	平成二十八年 十一月二十一日
改革結集の会衆議院山梨県第1選挙区支部	小沢 鋭仁	柴田 寧	甲府市德行二一六一二八	平成二十八年 十一月十五日	平成二十八年 十一月二十八日
改革結集の会山梨県総支部	小沢 鋭仁	柴田 寧	甲府市德行二一六一二八	平成二十八年 十一月十五日	平成二十八年 十一月二十八日
日本共産党えんどう昭子南アルプス後援会	名取 泰	武田 勝彦	南アルプス市飯野三六八〇	平成二十七年 四月三十日	平成二十八年 十一月二十八日
杉本光男後援会光野会	小俣 次朗	杉本 登	都留市大野一八九二	平成二十六年 六月十五日	平成二十八年 十二月一日
上原いくお後援会	上原 幾夫	古屋 秀明	都留市つる一―一―三二	平成二十八年 十一月三十日	平成二十八年 十二月十二日

山梨県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一四、一一四

山梨県選挙管理委員会告示第六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た

数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

一八四、二七六

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 成 澤 秀 仁

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、七〇四
南巨摩郡	一一、〇八二
中巨摩郡	五、〇四〇
南都留郡	一二、八三四
甲府市	五二、八二五
富士吉田市	一四、〇三二
都留市・西桂町	九、九五六
山梨市	一〇、一三四
大月市	七、五五一
韮崎市	八、四五一
南アルプス市	一九、七五一
北杜市	一三、八二三
甲斐市	二〇、四一九
笛吹市	一九、五七四
上野原市・北都留郡	七、四六八
甲州市	九、三四七
中央市	八、二三〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番